

激動する農政と今後の課題

1、変わる世界の食料事情

- (1) 穀物のエタノール化と在庫率の低下
- (2) 急増する中国・インドなどアジアの食料輸入
- (3) 70年代の再来か

2、強まる農業グローバル化の進展

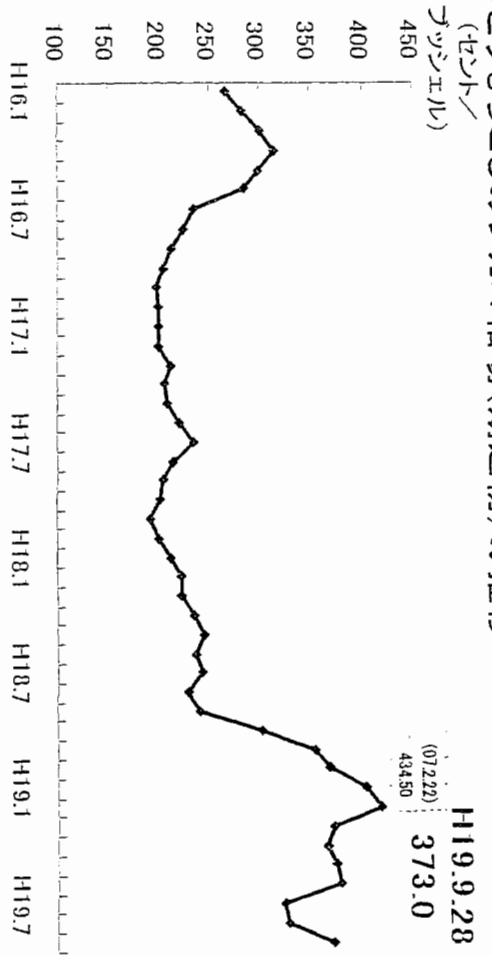
- (1) WTO農業交渉の行方
- (2) 日豪EPA交渉の不安
- (3) 米韓FTA妥結と経済界のあせり

3、スタートした「農政改革」の暗雲

- (1) 自民・参院選大敗後の品目横断経営安定対策
- (2) 米政策改革の次期システム
- (3) 農地制度改正の見通し

4、今後の課題

〇とうもろこしのシカゴ相場(期近物)の推移



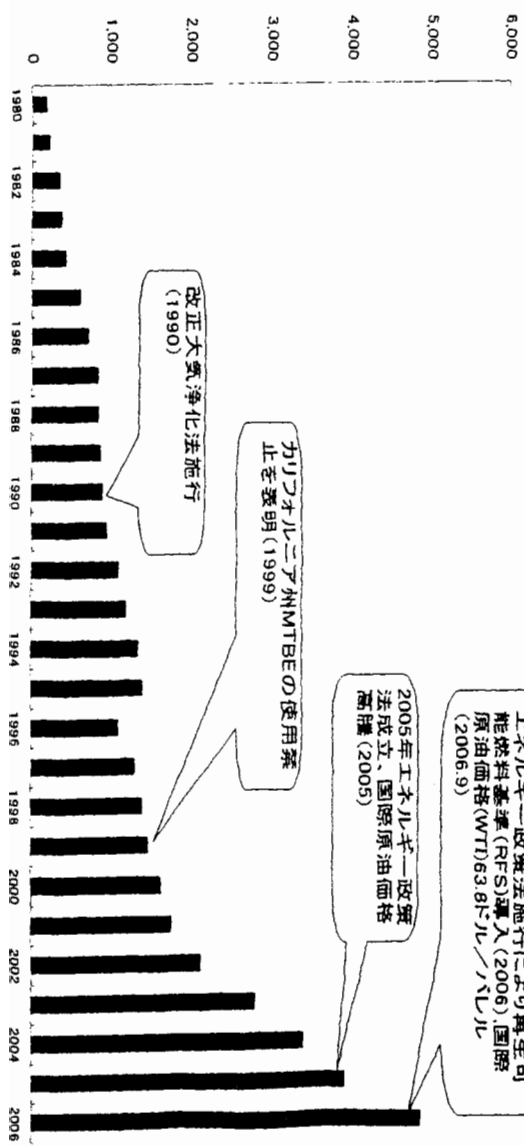
〇米国産とうもろこしの需給見通し (単位:百万トン)

	05/06	06/07 (予測)	07/08 (予測)
生産量	282.3	267.6	338.0
国内需要	232.1	235.0	267.7
飼料用	156.3	146.1	148.6
エタノール用	40.7	54.0	83.8
その他	35.1	34.9	35.3
輸出量	54.2	53.9	57.2
期末在庫量	50.0	29.0	42.5
在庫率	17.5	10.0	13.1

資料: USDA(9/12発表)

バイオエタノール生産量の推移

<百万ガロン>



改正大気浄化法施行 (1990)

カリフォルニア州MTBEの使用禁止を表明(1999)

2005年エネルギー政策法成立、国際原油価格高騰(2005)

2006年大統領一般教書演説、2005年エネルギー政策法施行により再生可能燃料基準(RFS)導入(2006)、国際原油価格(WTI)53.8ドル/バレル(2006.9)

□ 2007年1月) 2017年までに、非食料原料を含め、年間350億ガロンの再生燃料・代替燃料使用を目標とすることを発表

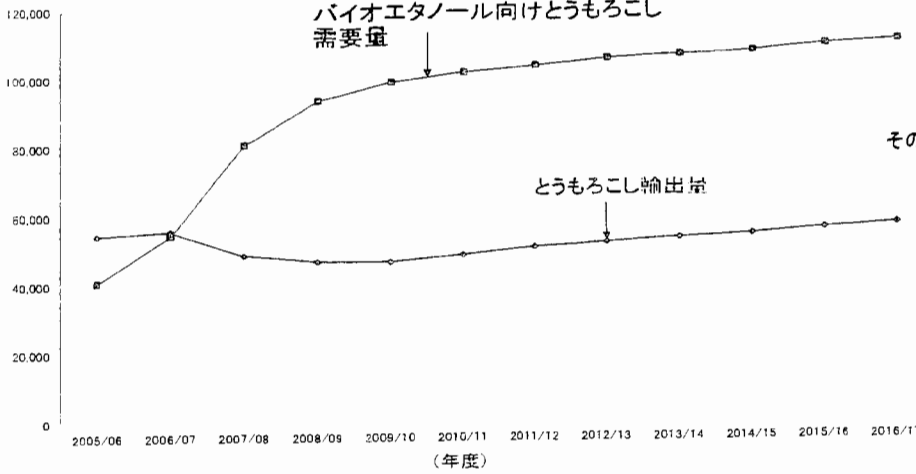
仮に、この全てをとうもろこし原料のバイオエタノールで賄うとすると、約3億3千万トンのとうもろこし(アメリカの現在のとうもろこし生産量の約1.2倍)が必要。

(農林水産省試算)

作付面積 (万ヘクタール)	2004年	2005年	2006年(予測)	
			①	②-①
3274	3,308	3,170	3,661	115%
				491

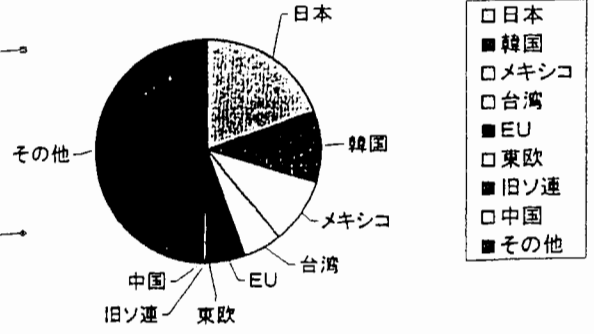
米国とうもろこし需給予測

<1,000トン>

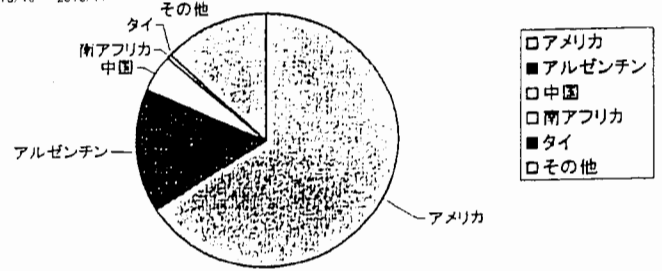


(資料)USDA(2007), "USDA Agricultural Baseline Projections to 2016".

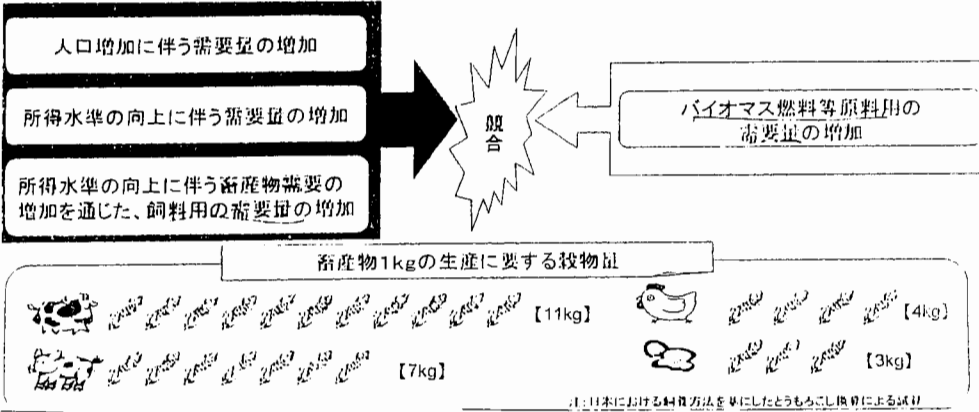
世界のとうもろこしの輸入量



世界のとうもろこしの輸出品



農産物の需要量の考え方



注:日本における飼育方法を基にしたとうもろこし換算による換算

諸外国におけるバイオエタノール導入への取組

	ブラジル	アメリカ	スペイン	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
導入方法	直接混合	直接混合	ETBE [※]	ETBE	ETBE	直接混合	直接混合、ETBE
バイオエタノール生産量(2005)	1,607万KL	1,621万KL	30万KL	15万KL	13万KL	16万KL	30kL(実証段階)
原材料	サトウキビ	トウモロコシ	小麦、大麦	ライ麦、小麦	てんさい、小麦	小麦	サトウキビ糖みつ、建設発生木材など
混合率	20~25%で義務化 *E100も一部で導入	10%(ミネソタ、ハワイ、モンタ、ミズーリ、ワシントン州の5州で義務化) *ミズーリ州、ワシントン州は2008年より施行 *E85も一部で導入	エタノール分上限約3%	エタノール分上限約5%	エタノール分上限約3%	上限5% *E85も一部で導入	上限3% (揮発油等の品質の確保等に関する法律)
税制優遇措置	約15円/Lの減免	約18円/Lの物品税控除	約55円/Lの減免	約91円/Lの減免	約53円/Lの減免	約91円/Lの減免	-
導入目標/義務	混合率20%を基本としてエタノールの供給状況に応じて、20~25%の間で変更可能。	2005年エネルギー政策法・再生可能燃料基準(RFS):自動車用燃料に含まれる再生可能燃料を2012年に2800万KLとする。	EU自動車用バイオ燃料導入指令: 輸送用燃料全体に占めるバイオ燃料の割合を2005年2%、2010年に5.75%とする。				-

□ 中国の農産物貿易動向

単位: 億ドル

	2001年	2002	2003	2004	2005
農産物輸出額	160.7	181.5	214.3	233.9	271.8
農産物輸入額	118.3	124.5	189.3	280.3	286.5
収支	+42.4	+57.0	+25.0	▲46.4	▲14.7

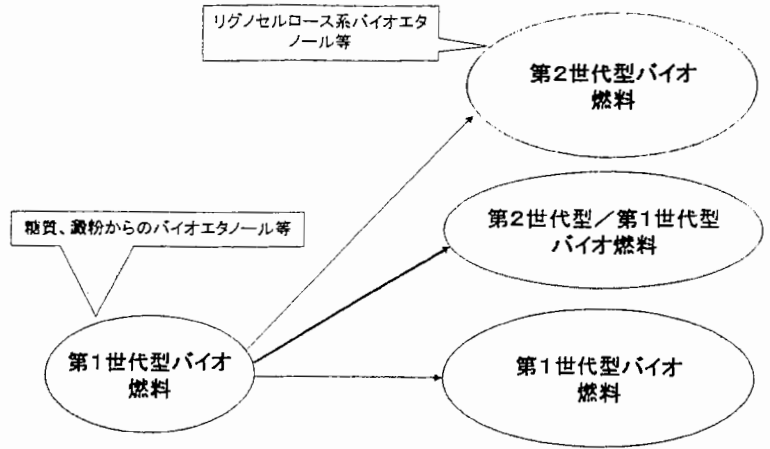
資料: 中国農業部

□ 耕地面積の減少

2000年から2004年までの4年間に約760万haの耕地が減少している。

資料: 中国国土资源部調査

バイオ燃料政策の今後の展開方向



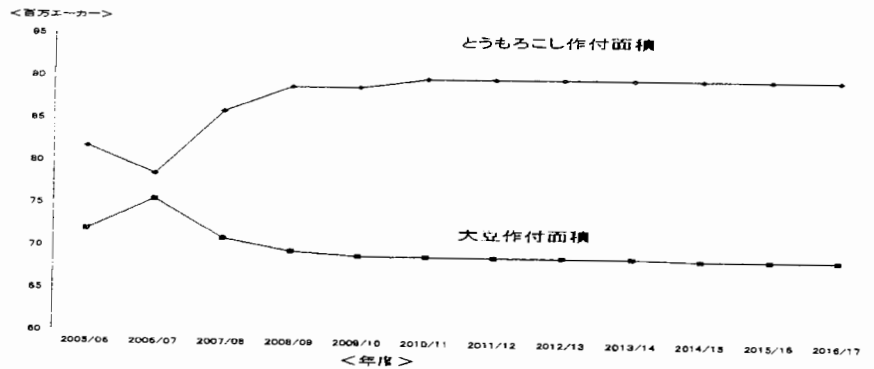
大豆 万ト

輸入国	00/01年度	05/07年度
EU15	1830	1410
日本	502	405
アルゼンチン	30	93
中国	1038	3200
米国	6	11
ブラジル	110	10
その他	1908	1840
	5424	6969

バイオエタノール混合ガソリン事業で採択された3地域協議会の概要

プラントを作る場所	北海道清水町	北海道苫小牧市	新潟市
地域協議会の中核	J A北海道中央会 ホクレン	オエノンホールディングス	J A全農
施設整備の総額	60億7200万円	45億円	15億4800万円
補助金額	30億3600万円	22億5000万円	7億7400万円
原料と年間処理能力	テンサイ8万t、規格外小麦2万2500t	当面はM A米3万3300t 将来的に道産米	飼料用稲2250t
年間エタノール生産能力	1万5000kl	1万5000kl	1000kl
燃料の販売先	石油元売り	石油元売り	県内J AのG S

とうもろこし・大豆収穫面積の推移(予測)



(資料) USDA(2006), "USDA Agricultural Baseline Projections to 2015".

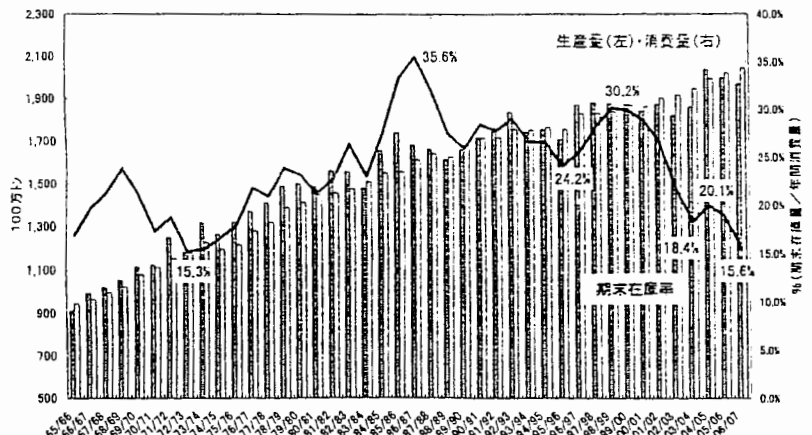
1970年代初めに酷似する世界の穀物需給

米政府のさまざまな助成措置

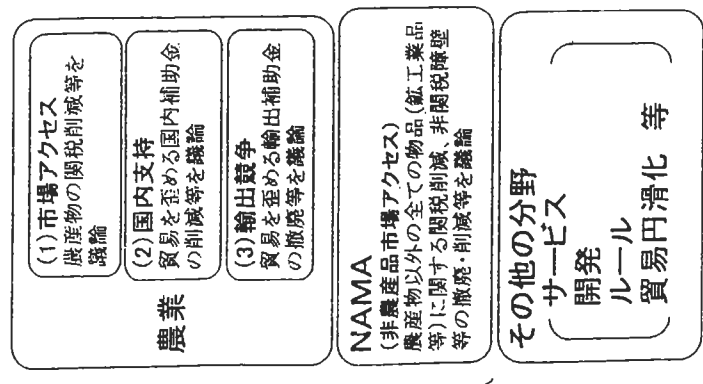
1. 連邦税額控除 (VEETC)
 - ・混合ガソリン製造業者に対し、使用したエタノール1ガロン当たり51セントの税控除(05年、約20億ドルが支払われた)。
 - ・期間は2010年までだが、それ以降も適用される公約大。
2. 小規模エタノール製造業者に対する連邦税減税
 - ・年産6,000万ガロン以下のエタノール製造業者に対して、1ガロン当たり10セントの連邦税控除(ただし、1,500万ガロンが上限)
3. 商品金融公社 (CCC) のバイオエネルギープログラム
 - ・小規模エタノール製造業者に対し、原料トウモロコシの使用量の40%を、CCC在庫から無償供与。
4. 農家への補助金
 - ・農家に対する再生可能エネルギー関連技術開発援助(8,500万ドルの予算計上)
5. その他州政府による措置
 - ・ガソリン税減額、エタノール製造業者への直接補助

●世界の穀物の06/07年度期末在庫率は13.7%と再び低下し、1970年代初めの低水準。
(米農務省報告2007年3月9日)

世界の穀物需給および在庫率

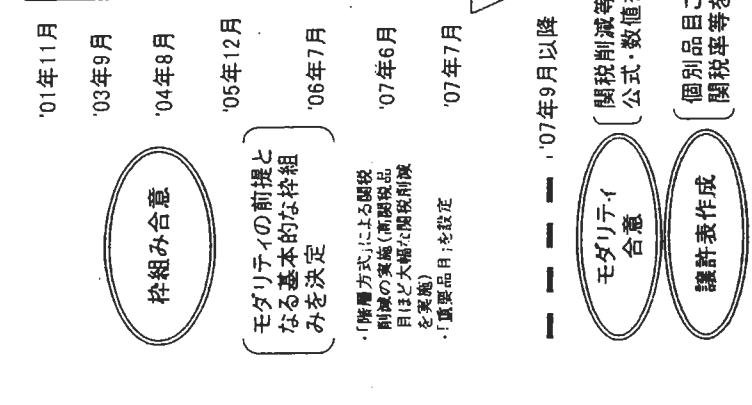


交渉分野

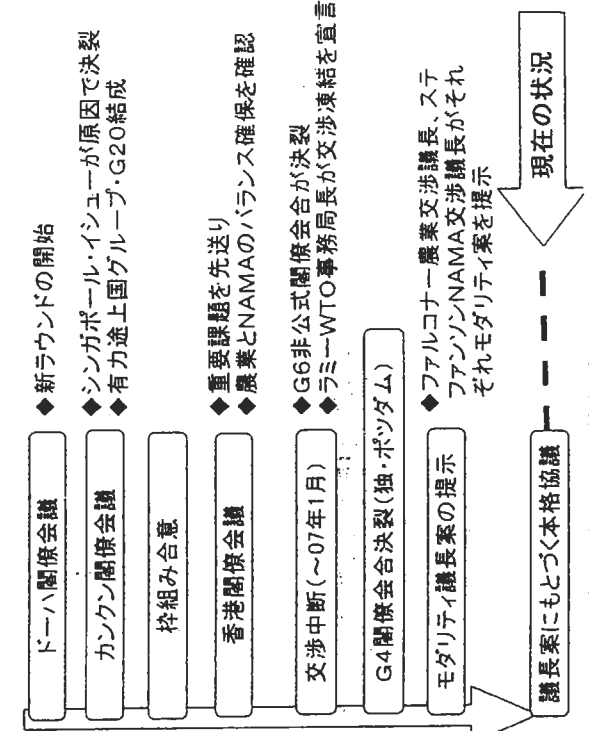


農業とNAMAの自由化度合いでバランス確保

農業交渉の基本的流れ



これまでの交渉の経過



主要国・グループの提案とモダリテイ草案との比較

	G10	EU	G20	米国	モダリテイ草案 (7月17日提示)
重要品目の数	10~15%	8%	4~5%	106 (53~66)	有税品目の4%か6% ※条件付きで6%か8%
日本に適用した場合の品目数	133~199	106 (53~66)	10	40か60、※60か81	上限関税の記述はなし ・100%を覆える品目が有税品目の5%以上残る場合は低関税輸入枠を追加的に拡大
上限関税	45~60%	60%	75%	85~90%	米国とEUの間
一般品目(重要品目以外)で関税率75%超の品目の削減率	150億ドル以下	227億ドル (170億ドル)	130億か164億ドル	130億か164億ドル	非常に低い
米国の国内補助金の全体削減					

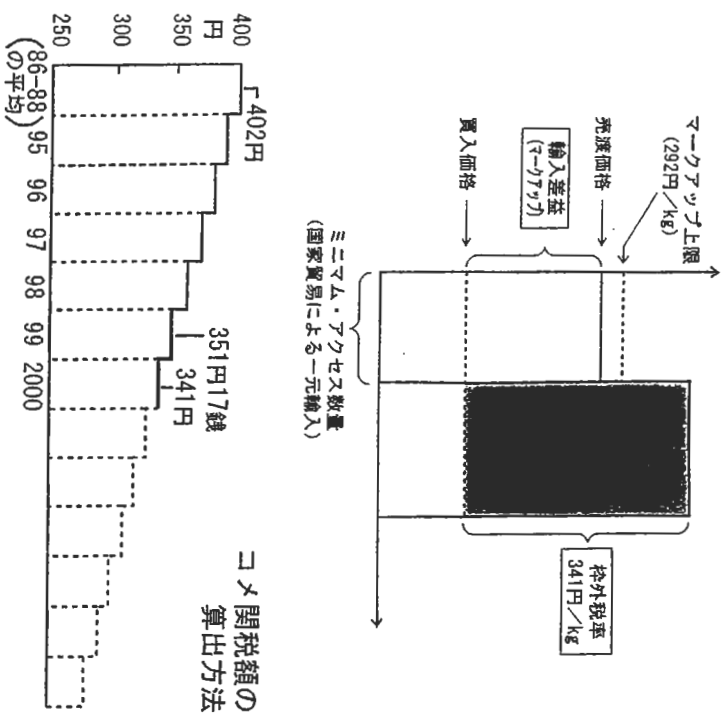
(カッコ内は主要国間の交渉で示した議歩案)

【日本の農産物の総タリフライン数】

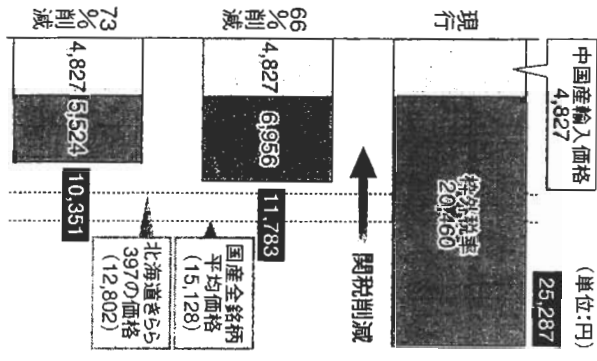
1,326タリフラインのうち、有税タリフラインは1,024 (WTO議許表ベース)

【関税化品目】 (全タリフラインに占める割合)

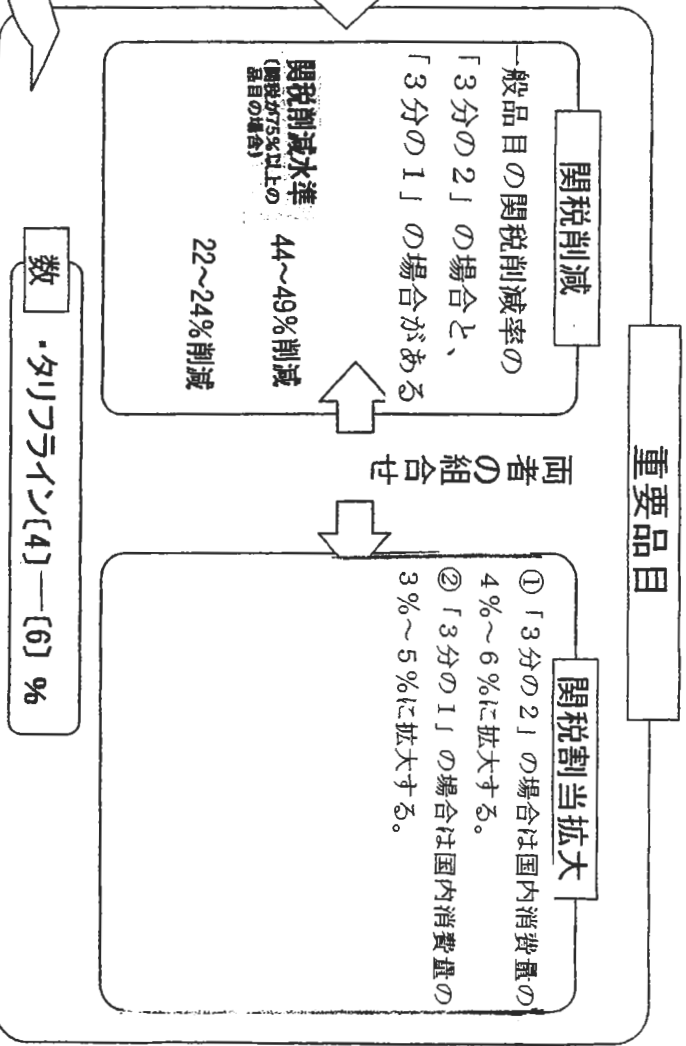
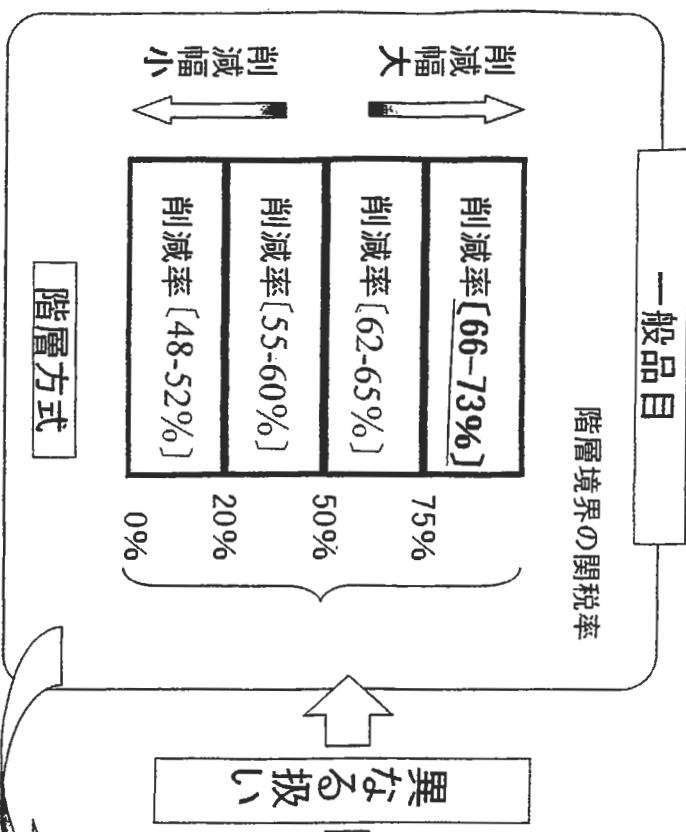
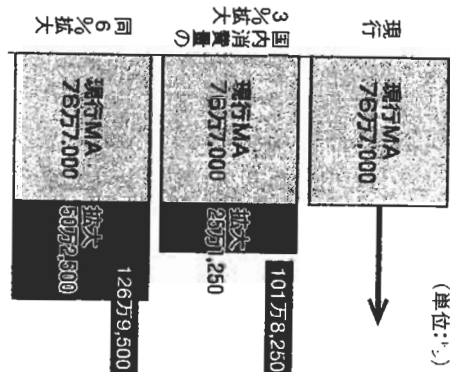
米	17	(1.3%)
小麦	20	(1.5%)
大麦	12	(0.9%)
乳製品	47	(3.5%)
でん粉	7	(0.5%)
雑豆	6	(0.4%)
こんにやく	1	(0.08%)
落花生	2	(0.15%)
小計	112	品目 (全品目の8.4%)
【関税化品目以外】	56	(4.2%)
砂糖		
累計	168	品目 (全品目の12.7%)



米を一般品目に指定した場合の輸入米の価格 (60kg当たり・モダリ) 議長案を基に本紙試算



米を重要品目に指定した場合のMA割の増加 (モダリ) 議長案を基に本紙試算



EPA交渉の現状
〔平成18年12月現在〕

○ WTOを補完するものとして、EPA(経済連携協定)を積極的に推進。

協定締結済	<ul style="list-style-type: none"> 協定発効済 <ul style="list-style-type: none"> シンガポール(2002年11月) メキシコ (2005年4月) マレーシア (2006年7月) 協定署名済 <ul style="list-style-type: none"> フィリピン (2006年9月)
交渉中	<ul style="list-style-type: none"> 大筋合意済 <ul style="list-style-type: none"> タイ、チリ、インドネシア 交渉実施中 <ul style="list-style-type: none"> アセアン全体、ブルネイ、GCC諸国、韓国(交渉中断中)
共同研究等	<ul style="list-style-type: none"> 準備金合等 <ul style="list-style-type: none"> (第1回交渉を来年1月に開催予定) ベトナム <ul style="list-style-type: none"> (共同研究会の報告書を韓国に提出) インド <ul style="list-style-type: none"> 共同研究 <ul style="list-style-type: none"> (経済関係強化のための方策を幅広く検討) スイス(政府間共同研究) 豪州(政府間共同研究)

※ GCC(湾岸協力理事會) 韓国: サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、オマーン、バーレーン、カタール

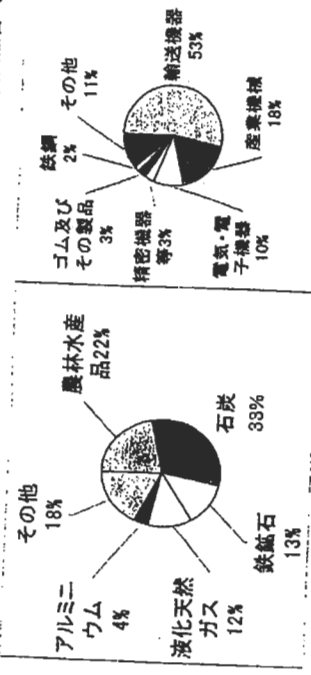
- 【日タイEPAにおける重要品目への配慮の例】
- 米、麦、乳製品、牛肉、サゴでん粉等 (除外)
 - 豚肉、砂糖、カッサバでん粉等 (再協議品目)
 - トマトソース、米油、大豆油の一部等 (関税削減)
- 【日フィリピンEPAにおける重要品目への配慮の例】
- 米、麦、乳製品、サゴでん粉等 (除外)
 - 牛肉、豚肉、精製糖、カッサバでん粉等 (再協議品目)
 - トマトソース等 (関税削減)

これまでに豪州が締結しているFTAでは、ほぼ例外なく全ての品目で関税撤廃をしている(米豪FTAにおける砂糖が唯一の例外)。

経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA)

日豪の貿易関係

我が国の対豪主要輸入品目 (2005年) 我が国の対豪主要輸出品目 (2005年) (1) 内外価格差



(輸入総額 2兆7062億円) (貿易統計)
(輸出総額 1兆4794億円) (World Trade Atlas)

- 日本から豪州への輸出の半分以上が自動車/自動車部品
・対日関税率 5%~10% 対米関税率 0% (米豪FTA)
- 日本の輸入の約7割は鉱物資源・エネルギー
・日本のエネルギー輸入に占める豪州の割合は、17%で1位 (サウジアラビアは15%)
・日本は石炭輸入の57%、鉄鉱石の62%、天然ガスの15%、ウランの33%、ボーキサイトの45%、鉛の43%、亜鉛の34%を豪州に依存。
→世界的な資源需要の拡大/中国等の大口需要国の動き
(豪中FTA交渉は2005年に開始)

牛乳・乳製品

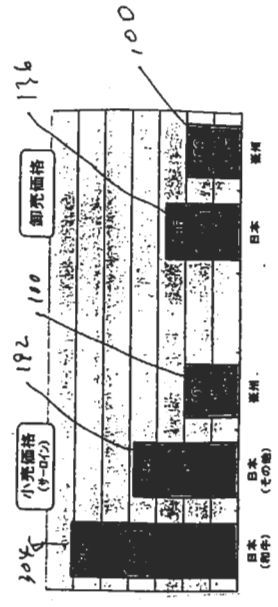
内外価格差・国境措置

品質の差がなく、内外価格差が大きい。

豪州からの輸入品	脱脂粉乳	バター	チーズ
課税後輸入価格	664	1,312	382
無税輸入価格	221	252	294
国内価格	508	907	530

(単位: 円/kg)

日本産牛肉と豪州産牛肉との価格比 (豪州を100とした場合の指数)



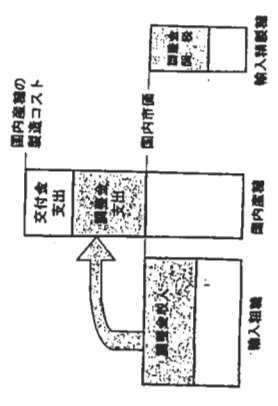
砂糖

4 内外価格差・国境措置

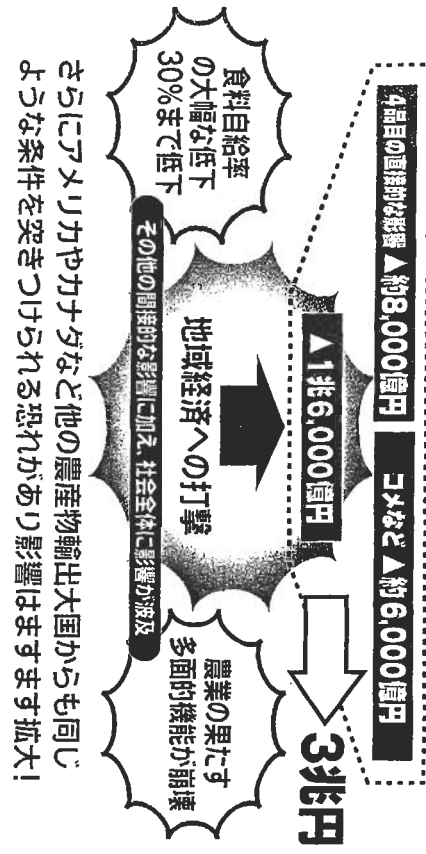
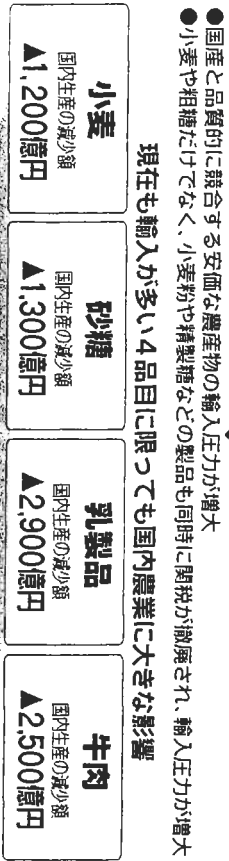
(1) 内外価格差

- てん菜糖 2.6倍
- 甘しや糖 8.4倍

(2) 国境措置 (糖価調整制度)



もし、オーストラリア産農産物の関税が撤廃されると…
オーストラリア産農産物の関税撤廃

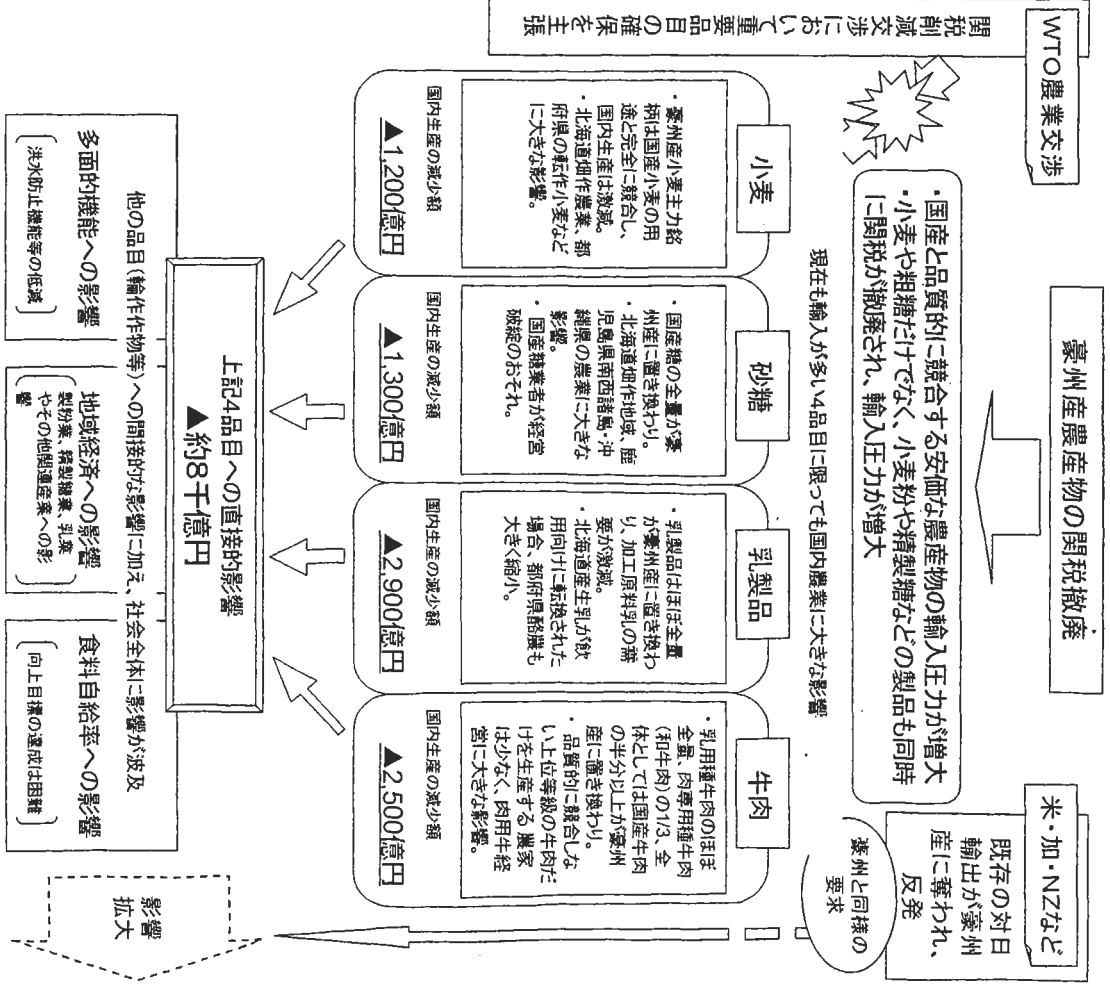


◇ 日本と豪州の農業規模の比較

	日本	豪州	日本との比較
国土面積 (百万ha)	38	774	20倍
農用地面積 (百万ha)	5	447	89倍
平均経営面積 (ha/戸)	1.8	3,385	1,881倍
国民一人当たり農地面積 (ha/人)	0.04	22.9	573倍

(注) 国土面積、農用地面積は2002年。その他の指標は、日本は2005年、豪州は2003年

豪州産農産物の関税が撤廃された場合の影響



- ・上記4品目の豪州産と国産の市場価格を均衡させるために新たに毎年4,300億円もの財政負担(試算例)が必要。
- ・製品(小麦粉、精製糖等)も関税が撤廃されるため、製造コストの格差解消も必要。
- ・価格を均衡させてもなお国産品が市場で選択されるとは限らず、在庫化したり、廃棄されるおそれ。国産品の需要確保のためのさらなる措置が必要。

米韓FTAの妥結内容

1. 日程

- 2日午後、金鉉宗(キム・ヒョンジョン)通商交渉本部長とパティアUSTR次席代表が米韓FTA交渉の妥結を発表。
- 今後、法律的な細部の詰め作業を行い、6月末に署名の予定。

2. 主要合意点

(1) 物品貿易全体

- 鉱工業品及び林・水産品は100%関税撤廃(うち94%は3年以内に撤廃)

(2) 自動車

- 米国は、3千CC以下の乗用車及び自動車部品の関税を即時撤廃。3千CC以上の乗用車は3年、タイヤは5年、ピックアップトラックは10年かけて関税撤廃。

- 韓国は、ほとんどの自動車と自動車部品の関税を即時撤廃。自動車税を現行の5段階から3段階にする等、現行税制を簡素化。

(3) 農産品(韓国側の譲許)

- 米国产牛肉の輸入再開は、国際獣疫事務局(OIE)の勧告を尊重して合理的な水準で開放する旨を、盧武鉉大統領が対国民談話(2日夜)で発言する形で決着。牛肉の関税は15年かけて撤廃。

- 豚肉は、最長10年かけて関税撤廃。

- 牛肉、豚肉、りんご、唐辛子、ニンニク、タマネギ、麦等は、輸入急増時の緩衝装置として農産品特別セーフガードを導入。

- コメは、譲許対象から除外。

- オレンジは、韓国のミカン収穫機関(9月~2月)は現行関税(50%)を維持し、期間外は無関税枠を7年間設けた後に撤廃。

- 豆・食用じゃがいも・粉ミルク・蜂蜜等は、現行関税を維持しつつ、関税割当を設定する。

(4) 繊維

- 米国は、韓国繊維製品輸入額の61%に相当する製品について即時撤廃。韓国の主力繊維製品は、原系を含めた厳しい原産地規則の例外とする。

(5) 開城(ケソン)工業団地製品の韓国産認定

- 域外加工地域の形で認める根拠規定を設け、実際の指定は追って行う形とした。

(6) 貿易救済

- 貿易救済委員会を設置し、アンチダンピング調査の事前通知等の制度を設ける。

- 相手国が実質的被害の原因でない場合、セーフガード適用対象から除外する。

(7) 医薬品価格

- 韓国の保険薬価制度の根幹は維持しつつ、異議申立て手続等により透明性を向上させる。

○経済財政諮問会議 民間議員のグローバル化改革 (EPA、農業) に関する意見(19年5月9日)

EPA交渉の加速とWTO交渉の早期妥結に向けて

- (1) 日豪EPA交渉については、早期に確実な成果を得ることを目指す
- (2) 日米EPAについて、早急に産官学による共同研究を開始する
- (3) 日EUのEPAについても、早急に準備を進める
- (4) 諸外国のEPAの事例を参照しながら、これまで締結してきたEPAよりも相当程度高い自由化率を目指す
- (5) 国境措置については、対象品目を絞込むとともに、関税率を引き下げる。差額関税制度については廃止し、単純かつ透明性の高い制度に変更する
- (6) 国境措置削減によって発生する産業調整コストへの対応にあたっては、農業における構造改革に資するものに限定し、原則として期間を示した、計画的な措置とすべきである。対象については、所得の大宗を農業に依存している農業経営者を基本とすべきである

強い農業への一歩

一農地の「所有」から「利用」へ

- (1) 5年程度を目途に耕作放棄地ゼロを目指すという目標を設定し、その工程を明らかにする
- (2) 農地について定期借地権制度を創設する
- (3) 農地利用料は農地の需給を反映したものとし、農地の借り手が経営上、不利にならないような仕組みとする。現行の標準小作料制は一定期間後廃止する
- (4) 高齢、相続等により農地を手放すことを希望する人が所有権を移転しやすくするため、農地を株式会社に現物出資して株式を取得する仕組み等を創設する

農政改革高木委員会最終提言（サマリー）

1. 新たな農地関連法制の準備が急務

日本農業特に稲作を中心とする土地利用型農業の構造改革は決定的に遅れている。耕作放棄地（2005年センサス38万5千ha）は平地農村でも拡大しており、事態は深刻である。一方、農地の集積は進まず、規模拡大も分散錯圖を余儀なくされ効率性が上がらない。農地利用のあり方は日本農業の行方を決める重要課題であるが、同時に国土をどう活用するかという国民的課題でもある。

農地の流動化は農地の賃貸借を中心として行われているが、農地法では所有と利用の一致を求めている。このような理念を改め、農地を経営資源として位置づけ、経営として利用すべきとの理念に立った簡潔でわかり易く使い易い（要するに農地法、農業経営基盤強化促進法及び農業振興地域の整備に関する法律の関係を見直した総合的な）新たな農地関連法制の整備を急ぐべきである。

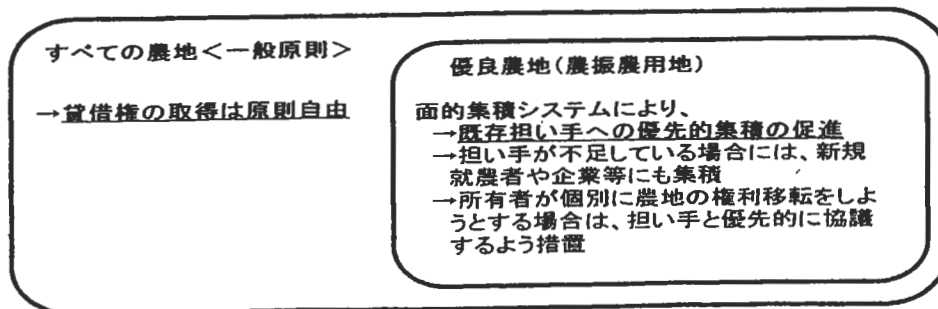
農地の所有と利用の権利を分離し、長期安定的な利用権の設定や、農地情報の開示、利用者の保全、および利用権の中間保有を可能にする第三者機関の設置などを通じ、農地を農地として有効利用する制度を確立すべきである。こうした制度改革で、農地の需給のミスマッチをなくし、他産業・異分野からの参入を促進する必要がある。

農地は利用されるべきであるとの考え方と転用期待は決定的に矛盾することから、ゾーニングのあり方を含め関連法制を抜本的に見直す。併せて農地税制を見直し、固定資産税や相続税の優遇措置は一定規模の農地利用を条件とするなどの改革を行う。

以上のような改革を実現するため、新たな農地関連法制に関して以下のことを提言する。

- (1) 農地を国民的視座でとらえ、地域の特性を活かせる情報開示と透明性の高いものに
- (2) 農地を経営資源として位置づけ、経営的利用を重視する仕組みを
- (3) 長期安定利用のシステムを確立して、農地の所有と利用の共存共栄をはかる
- (4) 農地の需要と供給のミスマッチをなくし、他産業・異分野の農業参入を促進
- (5) 転用期待を排除し、併せて農地優遇税制は一定規模以上の利用を条件とする

○農水省見直し案での貸借権の一般原則と面的集積システムの関係



○ 現行の特定法人貸付事業における市町村としての関与（概要）

①参入区域、②市町村・合理化法人との協定締結、③市町村等とのリース契約（市町村等が一旦農家から借受けて、一般企業にリース）などを基本構想に規定することにより、耕作者要件と同様に、継続した農業利用と地域の農業者との軋轢が生じないよう地域との調和が確保されており、そうでない場合の措置（貸借の解約等）なども含めて、市町村の明確な関与のもと農地利用が担保。

担い手に利用集積するための新たな取組を実施(優良農地の一定区域のみ)

集团的にまとまった農地等、優良農地の一定の区域について、担い手への農地の面的集積を促進するための取り組みを実施

1. 集团的な権利移動

○新たな農地利用調整組織(面的集積組織)による担い手への面的集積を加速する取組(原則)
 →市町村や関係機関等による方針に基づいて、新たな面的集積組織が地域の農地所有者等に対して貸出しを促すための説得・調整等の働きかけを行い、集团的な権利移転のための計画を策定して、担い手への面的集積を促進

2. 望ましい権利移動への誘導

○担い手の経営規模の拡大、面的集積を確保させるための措置(集团的な権利移動に参加しない場合)
 →集团的な権利移転に参加しない所有者がその所有農地について権利の設定・移転をしようとする場合、担い手に優先的に権利設定・移転されるなど望ましい権利移動となるように措置

農地に係る規制の一般原則の再整理

権利移動前

所有と利用を分離し、賃借の規制を緩和
 ・賃借:農地を適切に利用する見込みであれば、原則許可
 ・所有:農業生産法人制度、農作業従事要件を堅持
 ・20年を超える長期賃借制度を創設

権利移動後

農地の有効利用の継続を確保。耕作放棄地の発生防止・解消措置を実施
 ・耕作放棄地:現状把握、解消計画、処方箋提示に基づく対応を全国規模で実施
 ・基盤強化法に基づく、勧告は上記取組と連携し、発動基準を明確化

転用等

転用許可制度により農地転用を農業上支障が少ない農地に誘導
 ・農用地区域からの除外を厳格化
 ・公共転用を許可対象とする
 ・編入要件の見直し、編入を促進

その他

農地の有効利用の観点に立ち、抜本的に転換
 ・小作地所有制限、標準小作料等の既存規制の廃止及び見直し
 ・「小作」等の用語の見直し

制度

見直し等の視点

検討方向

標準小作料制度

自然的及び利用上の条件を勘案した区分毎に、小作料の標準となるべき額を設定

米価等の農産物価格が市場原理により決定され、また、個々の農業経営も多様化している中で、統一的な価格を前提としてコストを積み上げて算定することにより賃借料水準を公定することが妥当か

今回、情報の一元化・共有化の一環として農地の実際の賃借料情報を提供する仕組みを構築することとし、本制度については見直し・廃止を検討

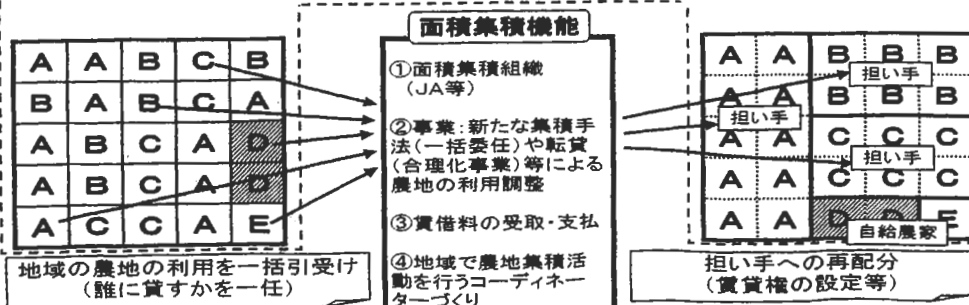
長期の賃借権制度の創設

民法の規定上、賃借の存続期間は20年を超えることは不可

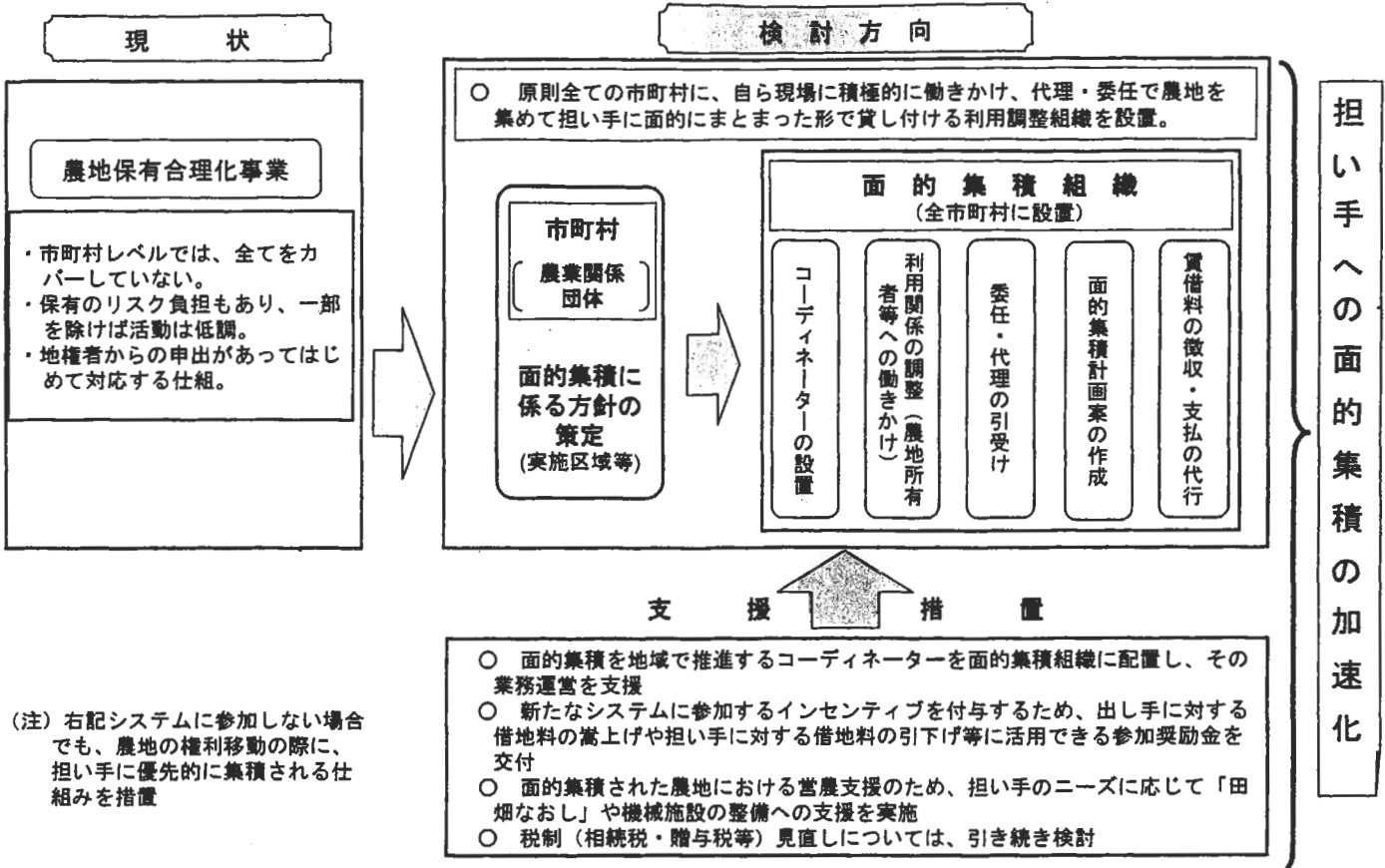
果樹等の永年性作物等に係る経営を賃借により安定的に行いたい場合等に、選択肢を拡大する観点から、長期的かつ安定的な農地の利用関係を確保できるようにすることが必要ではないか

20年以上の賃借が可能となるよう、民法の特例として措置することについて検討

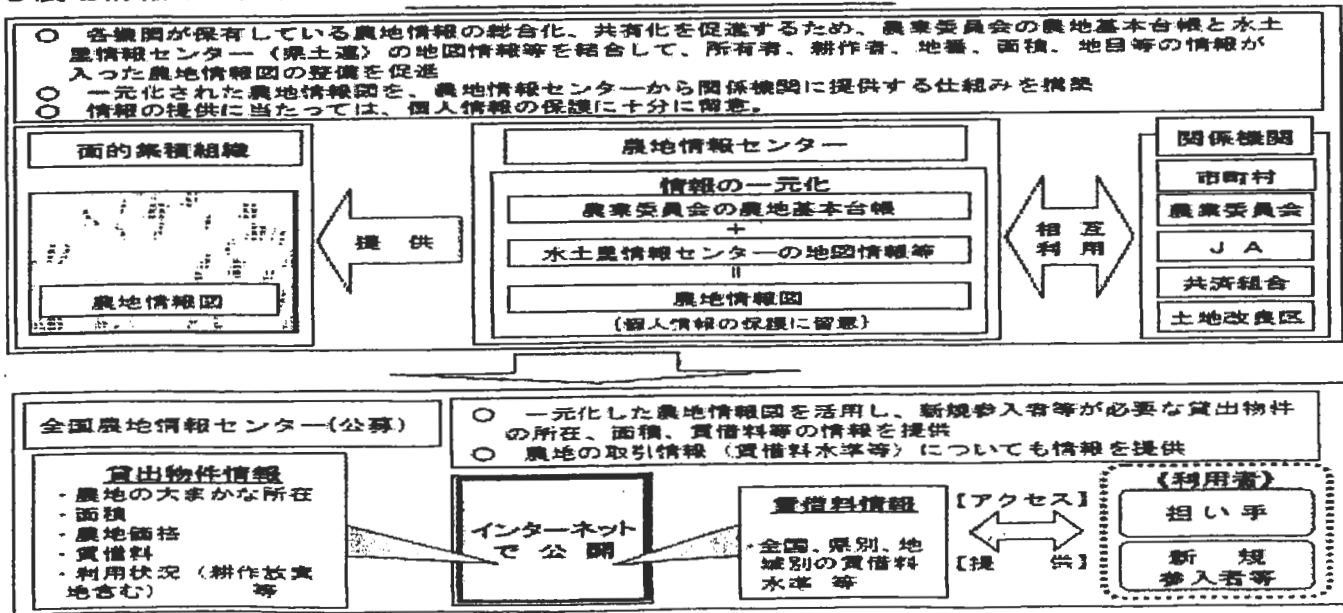
地域・集落ごとの話し合い・合意形成(農用地利用改善団体等)



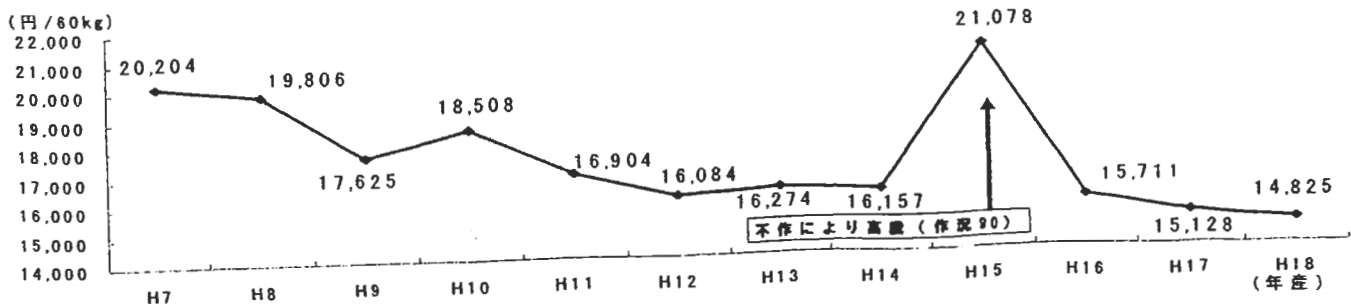
面的集積システムの仕組み



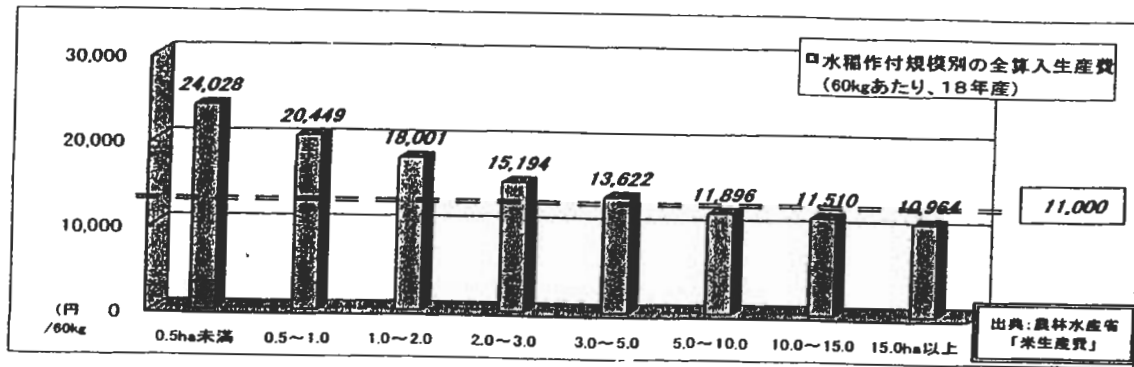
○農地情報の一元化の検討方向



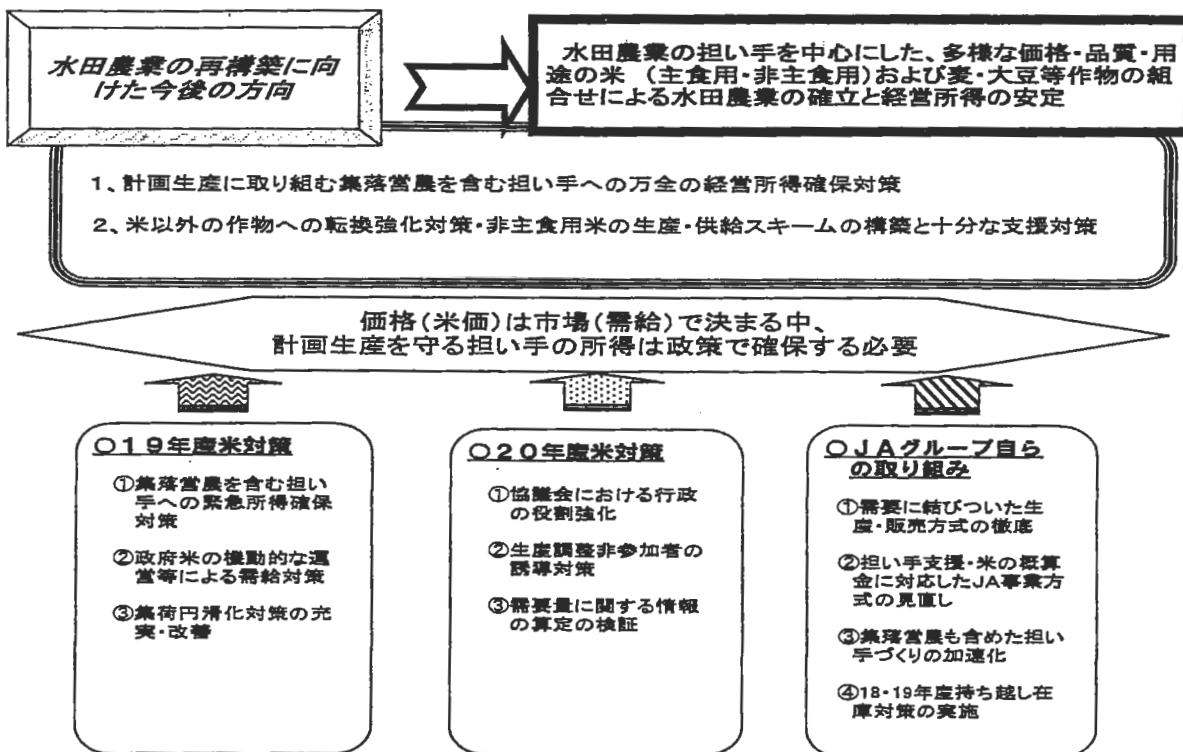
○主食用米価格の推移



5ヘクタール超の経営でも米価（農家手取り）が11,000円になるとコスト割れ



今後水田農業の確立に向けた検討課題



19年産品目横断的経営安定対策の加入申請状況（最終集計）

上段：カバー面積（ha）／下段：18年産作付面積対比

	認定農業者	集落営農組織	合計
経営体数	67,045経営体	5,386経営体	<u>72,431経営体</u>
米	330,538ha 19.6%	106,331ha 6.3%	<u>436,869ha</u> 25.9%
4麦	187,293ha 68.8%	66,567ha 24.5%	<u>253,860ha</u> 93.3%
大豆	70,353ha 49.5%	39,721ha 28.0%	<u>110,073ha</u> 77.5%
てん菜	65,963ha 97.0%	63ha 0.1%	<u>66,027ha</u> 97.1%
ばれいしょ	22,189ha 99.1%	2ha 0.01%	<u>22,191ha</u> 99.1%

一 目的

この法律は、将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存する我が国においては、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題であることにかんがみ、農業者戸別所得補償金を交付することにより、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、もって食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資することを目的とすること。

二 定義

この法律において「主要農産物」とは、米、麦、大豆その他一の目的の達成に資するものとして政令で定める農産物をいうものとする。

三 生産数量の目標

- (1) 国、都道府県及び市町村は、農業者の意向を踏まえ、相互に連携して、それぞれ、主要農産物の種類ごとに生産数量の目標を設定するものとする。
- (2) 国、都道府県及び市町村は、生産数量の目標を設定したときは、その達成に努めなければならないものとする。

四 農業者戸別所得補償金

- (1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、三の生産数量の目標に従って主要農産物を生産する販売農業者（販売に供する目的で農産物を生産する農業者等として政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、その者の所得を補償するための交付金を交付するものとする。
- (2) (1)の交付金の額は、面積単価（主要農産物の種類別の標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を基本としてその需要及び供給の動向を考慮して定める面積当たりの単価をいう。）に販売農業者のその年度における当該主要農産物の生産面積（販売生産量換算）を乗じて得た金額とすること。この場合において、交付金の額の算定については、政令で定めるところにより、品質、経営規模の拡大、環境の保全に資する度合及び米に代わる農産物の生産の要素を加味するものとする。
- (3) 現行の中山間地域等直接支払制度を維持すること。

五 施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行すること。

六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

（所要の規定…交付金の申請手続、交付金の返還、罰則、担い手法の廃止等）

